

地方自治法の改正に伴う一般職非常勤職員への勤勉手当の導入について（提案）

1 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和5年5月に公布され、令和6年度から、パートタイムの会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができる旨が規定されたことに伴い、本府において、以下のとおり、一般職非常勤職員（パートタイム会計年度任用職員）に対する勤勉手当を導入する。

2 提案内容

勤勉手当の支給について

以下の通り勤勉手当を支給する。

（支給対象者）

基準日に在職する一般職非常勤職員（基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した一般職非常勤職員を含む。）の内、任用期間が6月以上である職員とする。

ただし、勤務時間が1週当たり15時間30分未満の者を除く。

（基準日）

常勤職員の例による。

（支給日）

常勤職員の例による。

（勤勉手当の額）

勤勉手当基礎額に、常勤職員に準じ、勤務成績に応じた月数を乗じて得た額とする。

勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日前6箇月において一般職非常勤職員として任用された期間の勤務について支給された報酬の合計額を6月で除した額とする。

（一時差し止め）

常勤職員の例による。

（その他）

制度の細部事項については別紙のとおり。

3 実施時期

令和6年4月1日（令和6年6月期から適用）

※令和6年度は、前年度評価がないものとして取り扱い、人事評価結果の反映は令和7年度から実施する。

4 協議期限

令和6年1月26日